

事務連絡  
令和2年2月20日

各都道府県 地方分権改革担当課  
各市区町村 地方分権改革担当課  
地方自治確立対策協議会 地方分権改革推進本部  
関西広域連合  
九州地方知事会  
指定都市市長会  
中核市市長会  
中国地方知事会  
特別区長会

御中

内閣府地方分権改革推進室

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集の実施について

平素より、地方分権改革の推進に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

本年も、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）に基づき、下記のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和に係る提案を募集します。

本提案募集方式を活用し、地方の現場における支障の解決を図るとともに、住民サービスの向上につながるよう、住民をはじめ、関係団体等からの意見を反映しつつ、積極的な提案をお願いします。当室としても、提案の趣旨を踏まえ、個別の案件ごとに、支障事例や制度改正による効果を明確化するなど論点を詰めることにより、課題の解決につながるよう検討してまいります。

## 記

## 1. 募集要項

別添3のとおり

## 2. 留意事項

## (1) 重点募集テーマの設定について

令和2年2月19日に行われた有識者会議における議論の結果、類似する制度改正等を一括して検討するため、重点的に募集するテーマを以下のとおり設定しました。

各団体におかれましては、以下のテーマに係る提案の提出について御検討いただきますようお願いいたします。（※詳しくは、募集要項5（6）をご覧ください。なお、以下のテーマ以外の提案についても、例年どおり募集しております。）

- ①補助金関係
- ②デジタル化関係

## (2) 事前相談について

提案内容を充実し、現場に密着した課題解決に向け、着実に成果を得る観点から、内閣府との事前相談を必ず行ってください。

- ・受付期間 令和2年2月20日（木）～5月15日（金）
- ・相談方法

### ①電子メールによる相談

「地方分権改革に関する提案募集 事前相談様式」に記入の上、電子メールにて、[teianbosyu.c3b@cao.go.jp](mailto:teianbosyu.c3b@cao.go.jp) に送付してください。

（※本年1月6日よりメールアドレスを変更していますので、御注意ください。）

### ②個別相談

当室の職員が、相談者からの具体的な提案、質問等をお聞きする個別の相談も実施します。当室のメールアドレス宛て、相談希望日を記入の上、申し込んでください。

### ③電話による相談

上記の相談に先立ち、まずは電話により支障事例等の問題意識を示していただき、今後の方向性を相談いただくことも可能です。その場合は、03-3581-2437 までお電話ください。

## (3) 早期に頂いた事前相談に係る他の地方公共団体等への情報提供等について

本年の新たな取組として、早期に御提出いただいた事前相談について各団体（地方公共団体や地方六団体等）に事前に情報提供した上で、各団体から、補足的な支障事例等や共同提案の意向について、広く受け付けることとしています。

全国の各団体の声を集めることで、より質の高い提案を可能とする取組ですので、早期の事前相談（4月17日までに事前相談様式を提出）を御検討いただきますようお願いいたします。

## 3. その他

- これまでの提案募集の取組において地方から寄せられた提案の内容等について、当室のホームページの提案募集方式データベース（下記URL）に掲載しておりますので、参考としてください。

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/database.html>

- 参考となる資料として、「地方分権改革・提案募集方式ハンドブック（令和2年版）」（令和2年2月内閣府地方分権改革推進室）（下記URL）では、提案の検討方法や支障事例の考え方等、実践的なノウハウを幅広く掲載しておりますので、参考としてください。

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/handbook.html>

- 提案に当たって広く各層の声を反映する観点から、住民・事業者等からの意見を提案に反映するよう努めていただくとともに、そうした背景について様式内に明記してください。

（連絡先）内閣府地方分権改革推進室  
提案募集総括担当 山内、吉瀬、森谷、木下  
Tel : 03-3581-2437  
e-mail : teianbosyu.c3b@cao.go.jp